



るもい労働衛生通信

[vol.8]

留萌労働基準監督署



←HPはこちら

治療と仕事の両立支援

今までは健康だった人が病気にかかり、治療が必要になると、以前のおりには働けなくなるケースが出てきます。

この場合、**治療に専念**することになるか、**治療しながら働く**ことができるかはケースバイケースですが、**治療しながら働くことを希望する人には、治療と仕事の両立ができるかは大きな問題**です。

一方で、**働く人の職場においても、治療と仕事の両立支援は重要な課題**であり、**治療をしながら働きたいという思いを持ち、主治医からも就労が可能だと判断された人が働けるような環境の整備が求められています。**

「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。治療を受けながら働き続けたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

治療しながら働く人を応援する
情報ポータルサイト
「治療と仕事の両立支援ナビ」
はこちらから↓

まずはどこに相談すればいいですか？

会社

本人

病院



会社に相談する

仕事をする上での不安・困りごとを相談する会社で活用できる制度（休暇、手当、勤務形態の変更等）について説明を受ける

今の状況や自分の気持ちを整理する

仕事や治療の状況から働きたい気持ちがまとまったら、どのような働き方をしたいか整理する

病院に相談する

治療の内容や方針がわからない場合、会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、主治医や患者相談窓口相談する



治療と仕事の
両立支援

ハンドブックの
ダウンロードは
こちらから↓



働きたい気持ちが固まったら、
勤務先や病院と一緒に
両立支援プランを立ててみましょう。

厚生労働省リーフレット
「治療と仕事の両立支援」
から引用

石綿障害予防規則の改正について

【レベル1・レベル2建材の取扱い】

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年7月に石綿障害予防規則（石綿則）が改正されました。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、規制内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

レベル1, 2建材の除去等が含まれる工事時の措置の概要

- 負圧隔離
- 呼吸用保護具、保護衣の着用
- 集じん・排気装置の排気口から石綿粉じんの漏えいがないことの確認
- 隔離解除前の石綿の取り残しがないことの確認
- 清掃および廃石綿の確実な梱包と表示

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去				封じ込み、囲い込み		
	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用折板裏断熱材		石綿含有保温材等		切断等を伴う	切断等を伴わない	
建築材料の種類											
石綿含有吹付け材等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離発生等	特殊工法(例 グループバッグの巻上げ)	作業場を負圧隔離発生等	特殊工法(例 グループバッグの巻上げ)	断熱材を折板に付けたままの除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	作業場を負圧隔離発生等	作業場を隔離発生(負圧不要)等		
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	要	安衛法・石綿則は要	要	要	
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	
隔離	負圧隔離発生	グループバッグ	負圧隔離発生	グループバッグ	隔離発生(負圧不要) ²⁾	隔離発生(負圧不要) ²⁾	-	負圧隔離発生	隔離発生(負圧不要) ²⁾		
セキュリティゾーンの設置	要	-	要	-	-	-	-	要	-	-	
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	-	-	-	要	-	-	
機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	-	-	-	要	-	-	
負圧の確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-	-	
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	-	常時要	常時要		
清掃	要	要	要	要	要	要	-	要	要		
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要		
粉じん飛散防止処理	要	-	要	-	要	要	-	要	要		
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	-	要	-	-	-	-	要	-	-	
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要		

↑石綿総合情報ポータルサイト内リーフレット「石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント(作業者向け)」から引用

レベル1建材の例
 ・石綿含有吹付け材
 吹付け石綿
 石綿含有吹付けロックウール etc.



**レベル1建材
 レベル2建材
 に必要な措置**



レベル2建材の例
 ・石綿含有耐火被覆材
 耐火被覆板 etc.
 ・石綿含有断熱材
 煙突用石綿断熱材 etc.
 ・石綿含有保温材
 石綿保温材 etc.

- 事業者が行うべきこと
- 建築物の解体工事・改修工事で**取り扱うレベル1建材及びレベル2建材の種類及び採用する工法を確認すること**
 - **建材の種類・工法に応じた石綿飛散及びばく露防止対策を講じること**
 - **保護具着用及び湿潤化が必要**

↑環境省ホームページ内「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」から引用

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。

備考: 「要」は法令上求められる措置を示す。
 1) グループバッグは、局所的に使用されるものである。
 2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込み若しくは囲い込みの場合のみ、石綿含有吹付け材の封じ込みを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離発生等を行う。
 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離発生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。